

## 胎児は私たちにとつてどのような存在か

### —出生前診断の周辺

八幡英幸

私はここ数年、「人の誕生」や「人の生命の萌芽」に関する文章をいくつか書いてきた。医療との関わりについて言えば、それらは出生前診断と胚性幹細胞（ES細胞）研究に関するものである。また、人の生命の段階について言えば、それは胎児とヒト胚を重要な対象としている。しかし、私はヒト胚のようなくち初期の生命について考える際にも、私たちと胎児との関係が基本になると考へてきた。そのような観点から、この報告でも、私たちと胎児の関係、あるいは胎児に対する私たちの態度をできるだけ詳細に検討していきたいと思う。また、その中で、昨日のホーブ教授の講演でも紹介された「非同一性問題」に言及することにする。私にとって、この報告の準備をする中で、私自身の問題意識を「非同一性問題」との関連で再検討できたことは非常に大きな収穫であった。

#### — 存在することと存在させること

##### (一) 事例1・デュシェンヌ型筋ジストロフィー

ここではまず、出生前診断について、ひとつ的事例を紹介することにする。これは要旨でも紹介したものであるが、私の心をとらえて離さない事例のひとつである。

この話は、デュシェンヌ型筋ジストロフィーで二人の子どもを早く亡くした、ある父親からお聞きしたものである。私がこの方とお話をしたのは、筋ジストロフィー協会のある支部で出生前診断に関するシンポジウムが開

かることになり、この方が親の立場を代表して発言することになった際である。子どもを早く亡くした親の感情として、もう一度とあののような思いはしたくない、というものがある。同協会のすべての親にではないが、もし出生前診断を受診していれば、という思いはある、ということであった。

しかし、同協会のシンポジウムには、当の疾患を持つて生まれた人、つまり子の立場で参加する人も少なからずいる。また、実際のシンポジウムでの若年の当事者からの発言は、そのような条件のもとに生まれてきたことを肯定し、出生前診断は不要であるとするものであつた。先の父親は、このような発言が若年の当事者から出てくることを十分予想していた。そして、そのような場で、少しでも出生前診断を肯定するような発言をすることが許されるだらうか、ということで大変頭を悩ませていたのである。

さて、この事例においてもつとも気になる点は何だらうか。もちろん人の子であり、また人の親でもある私の関心を惹いてやまないのは、やはり親と子との関係である。これはより一般的に言えば、人として存在することと、人を人として存在させることの関係である。今の事例においては、この関係に何らかの齟齬があるようと思われる。この齟齬の実体をつきとめることが、まずもつて必要であろう。

## (二) 事例2.. 胎児性水俣病

ここで、同じような齟齬が存在するように思われる、他の事例を参照することもできよう。たとえば、私の地元熊本では、化学工場（チッソ）から大量の有機水銀を含む廃水が排出され、人体への深刻な影響がひき起こされたことがある。いわゆる水俣病事件である。そして、有機水銀に汚染された魚を食べた女性たちから、重い障害を持つ子どもたちが生まれてきた。彼らは胎児性水俣病患者と呼ばれている。

さて、胎児性水俣病患者の発生は、この事件がもたらした最悪の結果のひとつとして強く非難されてきた。しかし、その一方で、胎児性患者たちの生に独特的の輝きを認める人も少なくない。しかも、この二つの声は、この問題に深くかかわってきた人から、しばしば同時に聞かれる。それとともに、ある人の誕生を最悪の結果として非難しながら、他方ではその生に高い価値を認めるということに、戸惑いの声も聞かれる。

また、熊本の事件よりやや遅れて、新潟でも同様の事件が起きた。いわゆる新潟水俣病事件である。ところが、

新潟では、胎児性患者の発生を危惧した行政により、水銀値の高い女性に對して妊娠規制（人工妊娠中絶を含む）が行われ、その出生が阻止された。しかし、熊本で胎児性患者の問題を告発してきた人からは、そのような対応について、「私たちが求めたのはそのようなことではなかつた」という声が聞かれる。

この事例は、工場廃水による汚染という外的要因が加わっているという点で、最初にあげた事例とはたしかに性質が異なる。しかし、倫理的に見て、このことがどのような意味を持つのかを言うことは、実はなかなか難しい。そのような差異にも注意しながら、人として存在することと、人を人として存在させることの関係を明らかにしていくこと、それがここでの課題である。

## 二 対立はどこに存在するのか

### (二) 典型的な対立の図式

さて、ここにあげたような事例については、ある人が存在することと、その人を存在させたこととのあいだに、その意味の解釈をめぐつて対立が存在しそうである。それでは、対立があるとすれば、それはどこに存在するのか。このことを明らかにするため、個々の事例を特徴づける要素をいくらか削ぎ落としてみよう。すると、見えてくるのは次のような典型的な対立の図式ではないだろうか。

すなわち、一方では、ある人がある条件の下に人として存在することについて、これを肯定する——しかも時に無（その人が存在しないこと）との対照において——ということがある。このことは、まず一人称の観点から、「私はこんなふうに生まれてきてよかつた」と表現されるかもしれない。また、三人称の観点から、「この子の人生には十分意味がある」と表現されるかもしれない。

その一方では、ある人をある条件の下に人として存在させたことについて、これを他の条件の下でそうすることと比較し、否定あるいは後悔するということがある。このことは、まず一人称の観点から、「私たちはこの子にこのような人生を送らせるべきではなかつた」と表現されるかもしれない。また、二人称の観点から、「あなたはこんなふうに生まれてくるべきではなかつた」と表現されるかもしれない。

## (二) 「この子」の多義性

しかし、このような対立の図式には、ある重要な点において多義性がひそんでいる。すなわち、ここで「この子」(あるいは「私」、あるいは「あなた」と呼ばれている人は、今ある条件の下でしか存在することができなかつた人なのだろうか。それとも、比較される他の条件の下でも存在しえた人なのだろうか。このどちらであるかによつて、とくに後者の主張については、次のような大きな相違が生じる。

まず、「この子」はこの一回限りの、今ある条件の下でしか存在することができるなかつた人だとしよう。もし、そうであれば、「この子にこのような人生を送らせるべきではなかつた」という言明は、「この子は存在すべきではなかつた」ということを意味するようと思われる。そうなれば、「私はこんなふうに生まれてきてよかつた」という主張とのあいだに深刻な対立が生じることは、ほとんど避けられないようと思われる。

これに対し、「この子」が他の条件の下でも存在しえたのであれば、「この子にこののような人生を送らせるべきではなかつた」という言明は、その存在を否定するものとは言えない。それは、「この子にはもつと別の人生を歩ませるべきであった」ということを意味するだけである。それゆえ、たとえば「この子の人生には十分意味がある」という主張とのあいだには、それほど深刻な対立が生じるようには思われない。

ところで、先にあげた二つの事例はこのどちらだろうか。このことは、次に見ていくように、生物個体のレベルにおいてある程度客観的に決まつてくるという面もある。しかし、それだけではなく、「この子」に対する見方は、さまざまな文化的要因によつても左右される。以下では、このように複数の要因によつて変わつてくる「この子」についての意識を、その〈個体性の意識〉と呼び、その内実を明らかにしていくことにしよう。

## 三 個体性の意識を左右するもの

## (一) 「この子」と「別の子」

ところで、〈個体性の意識〉は、それが他ならぬ「この子」についての意識である以上、他との弁別を、少なく

とも潜在的には含意している。それゆえ、先ほど指摘した「この子」という表現の多義性も、「別の子」との関係に影響を与えることになる。そしてまた、すでに述べたように、「この子」の意味は、問題となる事態そのものにより、生物個体のレベルにおいてある程度客観的に決まってくるという面がある。

たとえば、筋ジストロフィーのような遺伝子レベルの問題は、今のところそれを根本的かつ効果的に治療する手段がない以上、生物個体としての「この子」の同一性そのものを構成する事実である。それゆえ、このような場合に、「この子にこのような人生を与えるべきではなかった」と言うこととは、「この子」の代わりに「別の子」を産むべきであったということを、少なくとも暗に意味することになる。

これに対し、胎児性水俣病の場合のように、水銀汚染のような外的影響を受けたことは、生物個体としての「この子」の同一性そのものを構成する事実ではない。そのような外的影響を受けなくとも、「この子」は「この子」でありえたはずである。それゆえ、この点についてのみ言えば、私たちは「この子」を「別の子」に置き換えたりすることなしに、「この子にこのような人生を与えるべきではなかった」と言うことができる。

しかし、胎児性水俣病の事例には、もうひとつの側面がある。それは、新潟で実施された妊娠規制の側面である。そのような規制を受け入れることをひとつの中選択肢として意識しながら、「この子にこのような人生を与えるべきではなかつた」と言うとすれば、それは、「この子」の出産をとりやめ、その代わりに後に「別の子」を産むべきであつた、ということを暗に主張することになる。

さて、このような事情は、いわゆる「非同一性問題」を参考にして、次のように整理することもできるだろう。すなわち、最初の事例は、「この子」を「別の子」に置き換えなければ他の条件の下での存在は考えられないで、「同一性変更」のケースである。これに対し、二番目の事例は、水銀汚染の側面だけから言えば、「この子」を「別の子」に置き換える必要はないので、「同一性保持」のケースである。しかし、妊娠規制の側面から言えば、これは最初の事例と同じように「同一性変更」のケースとなる。

## (二) 差異の意識と連続性の意識

ところがさらに、少なくとも日本においては、次のような現象がしばしば見られるように思われる。すなわち

それは、生物個体のレベルだけから言えば「同一性変更」のケースに他ならない事例が、「同一性保持」のケースであるかのように見なされるという現象である。このことは、たとえば出生前診断の文脈において、「同じわが子を産むのであれば、できればもつとよい条件の下で」などと表現される。この場合、「同じわが子」という表現により、「この子」と「別の子」の差異が消し去られている。

ところで、この現象は日本特有のものだろうか。デレク・パーフィットに端を発する「非同一性問題」をめぐる議論においては、生物個体のレベルでの「この子」と「別の子」の差異は、議論の前提とされているように思われる。その上で、たとえば昨日のホープ教授の講演のように、「同一性変更」のケースと「同一性保持」のケースとの比較が行われたりするのが普通であろう。そのようにして、生物個体のレベルでの「この子」と「別の子」の差異に基づいて議論することは、合理的な生命倫理の前提の一つであろうか。

私自身は、このことを必ずしも自明の前提とは思わない。たとえば、ある妊娠の過程で失われた「あの子」と、次の妊娠において再び出会うかもしれないという見方を、あらかじめ不合理として排除することはできない、と私は考える。それは、「この子」（あるいは「私」、あるいは「あなた」）という表現の意味は、生物個体のレベルにおいて固定されなければならないとする理由は、さしあたり見当たらないからである。

それゆえ、以下では、「この子」と「別の子」の差異を意識して対処する場合と、そのような差異を意識せずに対処する場合との両方を検討していくことにする。なお、ここでは簡略化のため、前者を「差異の意識」の下での対応、後者を「連続性の意識」の下での対応と呼ぶことにする。すると、「差異の意識」の下では、「同一性変更」のケースはまさにそのようなものとして扱われるが、「連続性の意識」の下では、その同じ事態が「同一性保持」のケースであるかのように扱われる、ということになるだろう。

#### 四　どのような態度で事態に臨むか

##### (一) 問題の整理

さて、ここでは、以上のような〈個体性の意識〉に関する検討をふまえつつ、最初にあげた二つの事例について

てもう一度考え直してみるとしよう。実際のところ、これらの事例においては、ある人が存在することと、その人を存在させたこととのあいだに、その意味の解釈をめぐる対立は存在するのだろうか。また、このことに関連して、私たちはどうな態度でこのような事態に臨めばよいのだろうか。

ここではまず、生物個体のレベルから見て〈同一性保持〉のケースと見なされる、水銀汚染の面から見た胎児性水俣病の事例から考えてみよう。すでに述べたように、この場合には、「この子」の存在を否定したり、それを「別の子」に置き換えていたりすることなしに、「この子にこのような人生を与えるべきではなかつた」と言うことができる。それゆえ、このことと「この子の人生には十分意味がある」と言うこととのあいだには矛盾は存在しない。しかも、この場合には、「別の子」の存在は問題にならないので、〈差異の意識〉と〈連續性の意識〉の区別はこのことに影響を与えないはずである。

これに対し、筋ジストロフィーのような遺伝子レベルの問題や、妊娠規制の側面から見た胎児性水俣病の事例は、〈同一性変更〉のケースである。つまり、生物個体のレベルから言うと、これらについて別の条件の下での存在を考えることは、「この子」を「別の子」に置き換えることを意味する。それゆえ、この場合には、〈差異の意識〉と〈連續性の意識〉の相違が意味を持つことになる。そこで、以下ではこのような事例について、二つの意識の下での対応をそれぞれ検討していくことにしよう。

## (二) 差異の意識の下での対応

それではまず、ある種の遺伝子レベルの問題を持つ子の親が〈差異の意識〉を持つていたとしよう。すると、そのような意識の下で「出生前診断を受けていれば」と言うことは、正確に言って何を意味することになるのだろうか。パーフィットが「非同一性問題」の例として分析した「十四歳の少女」のケースを参考にして言えば、このことは次のような三つの命題に整理できるようと思われる。

①その当時、彼らは出生前診断を受診し、「この子」を産むことを避け、後に「別の子」を産んだほうがよかつた。

- ②現時点において、「この子」ではなく「別の子」が存在していたほうがよかつた。  
 ③現時点において、「この子」は存在しないほうがよかつた。

もし、①が実際に彼らがたどり着いた結論であれば、②、③はやはりそこからの帰結として出てくる。その一方で、現時点において、彼らの子が「自分は生まれてきてよかつた」と主張するとすれば、そこにはやはり深刻な対立が存在するようと思われる。このことについては、もはや疑問の余地はない、と思う人もいるかもしれない。ところが、要旨でも紹介したように、パーカー・フィットは「十四歳の少女」が産んだ子について、ここにあげたような三つの命題を示した上で、次のように述べている。

「われわれは反省すると「存在したこの子が彼女の現実の子供でなかつた方がよかつた」という命題を受け入れられると、私は示唆する。私の信じるところでは、もし私がこの少女の現実の子供だたとしても、私はこのことを受け入れられるだろう。この命題は、私の存在が悪い、あるいは内在的に道徳的に望ましくない、ということを意味していない。」

要するに、パーカー・フィットは、「私が存在する場合と「別の子」が存在する場合とを比較した結果、現時点において、「私は存在しないほうがよかつた」ということになつても、それでもなお、「私の存在が悪い」ということはならない、というのである。このことはどのように理解すればよいだろうか。

私の考えによれば、ここで重要なのは次のような区別である。すなわち、ある人の存在については、それを他と比較して評価する場合と、それをそれ自体で、しかも時に無との対照において評価する場合とがある。この二つは、それぞれ「存在の相対的評価」、「存在の内在的評価」と呼べるかもしれない。すると、パーカー・フィットは、〈存在の内在的評価〉は〈存在の相対的評価〉とは別に与えられる、と考えていいことになる。

たしかに、他の比較が問題になる〈差異の意識〉の下では、このような区別が行われるかもしれない。そして、それにより、この報告で問題にしてきたような対立は、実は存在しない、という見方も可能になるかもしれない

ない。

したがつて、このことをさらに認めるにすれば、〈差異の意識〉の下での対応の特徴は、最終的に次のようにまとめることができそうである。すなわち、〈差異の意識〉の下では、ある人が存在することと、その人を存在させたことのあいだに、その意味の解釈をめぐって深刻な対立が生じることがありそうである。しかし、〈存在の相対的評価〉と〈存在の内在的評価〉の区別により、そのような対立は打ち消される可能性がある。

さて、このような特徴を持つ〈差異の意識〉の下での対応であるが、私たちはこれをどう評価すればよいのだろうか。ここでは、このことを考へるために、私自身がそのような見方を採用する場合を考え、それを一人称で表現してみることにしよう。

すなわち、「私」の親は、あの当時、「私」を産むのではなく、数年後に「別の子」を産んだほうがよかつたかもしれない。このことからは、残念ながら、「私」は生まれてこないほうがよかつた、ということが帰結する。しかし、「私」の存在をそれ 자체として見るなら、あの当時、あのような条件の下で生まれてきたことによつて、何かが失われたということはない。といふのも、「私」はそのようにして生まれてくるしかなかつたからである。そうでなければ、「私」は存在せず、無であつた。この点について言へば、「私」は、親の思いとは別に、無に帰することなく生まれてきてよかつた、と思うのである。

### (三) 連続性の意識の下での対応

さて、ここでは次に、ある種の遺伝子レベルの問題を持つ子の親が〈連続性の意識〉を持つていたとしよう。この場合には、「この子」と「別の子」の差異が意識されないため、「同じわが子を産むのであれば」といつた表現が用いられることが考えられる。そして、そのような状況の下で「出生前診断を受けていれば」と言うことの意味を考えてみよう。すると、今度は、このことは次のような意味を持つことになると考えられる。

- ①その当時、彼らは出生前診断を受診し、その妊娠において「わが子」を産むことを避け、後に別の妊娠において「わが子」を産んだほうがよかつた。

(2) 現時点において、「わが子」は現在の年齢ではなく、もつと若い年齢で、遺伝子レベルの問題を持たず  
に存在していたほうがよかつた。

この場合には、もちろん、現時点において「わが子」は存在しないほうがよかつた、といったことは帰結しない。すると、彼らが「出生前診断を受けていれば」と言うことと、その子が「自分は生まれてきてよかつた」と言うこととのあいだには、およそ対立は存在しないということになる。これは、〈同一性保持〉のケースと同様である。

ところが、〈連續性の意識〉の下では、これとは別に意外な問題が生じることになる。すなわちそれは、〈存在の内在的評価〉が行われなくなる、ということである。ここでもまた、そのあたりの事情を一人称の視点で考えてみるとしよう。

「私」の親は、「私」をあの時点において、あのような条件の下に産むのではなく、その数年後、別の条件の下で産んだほうがよかつたかもしれない。これは、もちろん、「私」は生まれてこなければよかつた、ということではない。いずれにせよ、「私」は生まれてきたであろう。しかし、「私」に与えられた現在の条件と、数年後に生まれてきた場合の「私」の条件とを、ともに「私」にありえた二つの可能性として比較すればどうだろうか。すると、あの当時、あのような条件の下に生まれたことによつて、「私」はそうでなければ得られたはずのものを失つた、と言えるかもしれない。

容易に見て取れるように、ここにもはや〈存在の内在的評価〉は存在せず、そのすべてが〈相対的評価〉に移行してしまっている。この点をさらにふまえて言えば、〈連續性の意識〉の下での対応の特徴は、およそ次のようになるとめることができそうである。すなわち、〈連續性の意識〉の下では、ある人が存在することと、その人を存在させたことのあいだに、その意味の解釈をめぐって対立が生じる可能性は、基本的には存在しない。しかし、私たちは、いわばその代償として、私たちの存在をそれ自体として、しかも時に無どの対照において考察すると、いう発想を失うのである。

## 結語

さて、ここで遂行してきたのは、人が人として存在することと、人を人として存在させることをめぐる、いわば関係性の分析であった。しかし、この作業は、まだ緒についたばかりである。残された課題は大きく二つある。

ひとつには、ここで行つたような分析は、どのような倫理的判断、あるいはどのような倫理原則に結びつくのかという問題がある。率直に言えば、以上のような検討の結果、私の中では〈差異の意識〉の下での対応への共感が高まりつつある。しかし、このことが何を意味するのか、まだよくわからない。

その一方で、いまだ分析の目途すら立っていない事例がいくつもある。また、実際に妊娠の過程で生じるさまざまな問題を、今度は時間軸にそつて検討しなおす必要もあるだろう。さらに、人々の実際の対応は、私たちがここで行つた類型化から言えば、その中間形態、あるいは混合態であることが予想される。

(やはた・ひでゆき 熊本大学教育学部助教授)